



表2級の欄中	を	改め、別表第二十八の六の表2級の欄中	33	八の五の表2級の欄中	65	61	65	級の欄中	を	39	34	36
										39	34	36
			を		65	62	65		34		34	37
	33				65	62	65		35	に改め、	34	37
					65	62	65	62	36	同表4級の欄中	35	37
78	34		28		66	62	66	62	37		35	37
79	34		29		66	62	66	62	37		35	37
80	35		29	29	66	62	66	62	37		35	38
81	35		29	29	66	62	66	62	38		35	38
81	36		29	29	66	63	66	62	38		36	38
81	36		30	29	66	63	66	63	38		36	38
81	36		30	30	66	63	66	63	39		36	38
81	37		30	30	67	63	66	63	39		36	39
81	38		30	30	67	63	67	63	40		36	39
81	38		30	30	67	63	67	63	40		36	39
81	39		30	30	67	63	67	63	40		37	39
82	39		36	31	67	63	67	63	40		37	39
82			31	31	67	63	67	63	40	に改め、	35	39
82	に改め、		31	31	67	64	67	64	35	別表第二十八の四の表2	36	39
82			31	31	67	64	67	64	36		36	39
82	別表第二十八の七の		31	32	に改め、	64	67	64	36		38	40
82			31	32	別表第二十	64	67	64	36		38	40
82			32	32		64	68	64	37		38	を
83			32	32		64		64	37		38	
83			32	33		64	を	64	38		39	
83			32	33		64		65	39		39	33
83			に	33		65		65	39		39	34

表1級の欄中	を	改め、別表第二十九の五の表1級の欄中	51	60	め、同表3級の欄中	欄中	の表1級の欄中	132	90	別表第二十九の二の表1級の欄中	82	83
			55	62	に改め、	83		138	92		83	83
			59		別表第二十九の五の表1級の欄中	86		144	93		83	84
			63			89		150	94		83	
101	を		65			92		111	95		83	を
102						96		114				
103	58	に改め、		54		96		118	に改め、	別表第二十九の三の表1級の欄中	に改める。	77
104	60	別表第二十九の六の表1級の欄中		56		100		117	別表第二十九の三の表1級の欄中			78
104	62			58		105		120				78
109	64			60		105		130				79
114	64			61	を		を	136		85		79
119	65			62				141		86		79
	66			62				146		87		80
	を			63				151		88		80
102				50	を			120		88		81
104	に改め、			53		92		121	に改め、	90		81
106	別表第二十九の七の			56	53	99			別表第二十九の四	94		81
108				59	54	102						81
112				62	55	106			117	を		82
116				58	56				122		86	82
120				59	58				127		88	82

附 則

に改める。



を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(採用給与課)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

**福島県人事委員会規則第四号**

**職員の任用に関する規則の一部を改正する規則**

職員の任用に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第二十五条から第三十条までを一条ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)

警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

**福島県人事委員会規則第五号**

**警察官の任用の特例に関する規則の一部を改正する規則**

警察官の任用の特例に関する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(採用給与課)